

## あとがき

野津隆志

本年度の人権紀要第二十二輯では「今日的な人権課題と共生社会実現への取組」を研究テーマとし、5名の研究推進委員による4本の論文と1本の実践ノートに掲載している。昨年度より始まった実践ノートは、現場での経験の豊富な方に執筆していただき、現場の目線で人権の啓発や人権の保護について具体的な取組の経験や事例を読者に提供することを目的にしている。

コロナ禍で委員同士の対面での十分な意見交換は困難であったが、それにもかかわらず貴重な論考をお寄せいただいた委員の方々に感謝を申し上げる。以下では各論文と実践ノートの記述を引用しながら、それぞれの論旨を簡単に紹介しておきたい。

野津は「高齢者の孤立を防ぐ居場所づくり」を執筆した。論文は、近年全国で取り組まれている高齢者のための地域の居場所づくりに注目し、地域の居場所が高齢者の健康を向上させ、社会的孤立を解消するために大きな役割を果たしていることを指摘している。

論文の前半では各種の社会的孤立に関係する調査を紹介している。国際比較調査によると、日本の高齢者の孤立状況が他国に比べて顕著であることが明らかになっている。病気の時や一人では出来ない日常生活上の作業が必要な時、近所に頼れる人がいない割合は日本が最も高い。特に高齢単身男性には頼れる人がいないケースが非常に多く、高齢単身者男性の社会的孤立が顕著である。

こうした社会の孤立問題を解消するために地域の居場所は重要な役割を果たしている。居場所を通して高齢者の「幸福度」や「生活満足度」が向上することが期待されている。また居場所が地域に住む人々のつながりを深め、地域の助け合いの拠点に発展することが期待されるため、全国で居場所普及が進められている。

論文の後半では筆者らが2018年に行った神戸市内の居場所利用者調査の結果を紹介している。調査から居場所利用者で最も多いのは後期高齢者層（75歳以上）の女性であること、居場所利用の頻度は週1回利用が最も多いことなどを示している。また調査から、後期高齢者であっても若い年齢層と変わりなく頻繁に居場所を利用していること、居場所に参加することで新たな人とのつながりをつくり、地域の問題解決にも関心が生じていることを示している。つまり後期高齢者であっても助け合うコミュニティづくりの重要な資源となりうるのである。

論文の最後に、居場所利用が少ない男性の参加を促すために男性の得意な「義務と責任」が伴う共同作業を居場所活動に取り入れることが必要と指摘している。

北村広美委員には「多文化共生施策と外国人のライフサイクル」を執筆していただいた。

在留外国人の数は2019年末で290万人を越え、さらに増加が予想されている。増加に対応して、国や地方公共団体での支援の重要性も増している。

こうした現状をふまえ、論文前半では、在日外国人の置かれた法的地位や在留形態について、また近年の兵庫県における県内在留外国人の推移と傾向も解説されている。兵庫県では従来から韓国・朝鮮籍の特別永住者の割合が高かったが、年々その数、割合とも減少傾向にある。逆にベトナム、ネパールの人数が大幅に増加している。

論文の前半では日本の移民政策（外国人政策）の理念や方針の移り変わりが詳しく述べられている。国の政策の中では総務省の取組が注目される。総務省は2006年に「地域における多文化共生推進プラン」を公表し、全国の地方自治体に対して多文化共生の推進に取り組むよう通知した。このプランでは地域における多文化共生を、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことと定義し、地方自治体がその実現への主な担い手となることを明言した。このプランは2020年9月に改訂され、コロナ禍の日本社会の課題も視野に入れ、多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築が明言されている。

論文の後半ではアイデンティティ理論を構築した心理学者のエリック・H・エリクソンのライフサイクル（人の一生を通しての成長段階）理論に従って、多文化共生推進のためにいかなる施策が必要かを述べている。ライフサイクルは乳児期から老年期まで8段階に分けられる。各段階で在留外国人に対して必要なそれぞれ施策は異なるが、各段階を通して必要なのは、その段階に応じた多言語での情報提供であることが指摘されている。

竹内和雄委員には「インターネットによる人権侵害」を執筆いただいた。インターネット技術は今日のわれわれの日常生活に不可欠のものとなっている。しかしその一方で、インターネットの普及には「陰の側面」もある。論文は特に子どもたちへの影響の陰の側面について詳しく述べ、解決策を提言している。

子どもたちのスマホ所持率が年々上がっている。特に小学生の所有率は急速に上昇し、令和元年には約半数が所持するようになっている。子どもたちはスマホを使い日常的にネット接続し、ネットで「ゲーム」「電話」「漫画」「YouTube」「SNS」などさまざまな活用をするが、その活用方法に問題が生じている。

特に大きな問題はネット上の人権侵害である。平成20年に出会い系サイト規制法が改正され、出会い系サイトでの被害は激減した。また、いわゆる「学校裏サイト」による人権侵害も減少した。

しかしSNSを用いた「誹謗中傷」は5年前の2.3倍に増えている。特に小学校での被害増加が著しい。令和元年度にはSNSによる被害児童数は2,000人を超えた。SNSへの使用年齢制限や危険な書き込みのブロックなどの対策だけでなく産官学あげた取組が急務である。

最後に論文では、インターネットを巡る子どもの事件やトラブルは大人が知らない所で起きているため、大人による他律的な規制よりも、子ども自身による自律的判断が重要であると述べている。つまり子ども自身が自律的にインターネット利用の問題を考え、さらに子ども自身が事の善し悪しを判断し、正しく行動できるように学校や大人が支援していくことが最も重要だと論文は訴えている。

船越明子委員には「ひきこもりの理解と支援」の論文を執筆いただいた。ひきこもりは日本では、15-39歳では54.1万人、40-65歳では61.3万人がひきこもり状態にある。若い世代より40歳以上にひきこもりが実際は多いのである。

ひきこもりとなる要因には、雇用の流動化や不況といった社会経済的变化、ひとり親家庭や過保護・過干渉などの家庭環境、本人の精神的健康上の問題、世間体による孤立を生じやすい伝統的な価値規範、少子高齢化や単身世帯の増加によるコミュニティ機能の低下などが関与しており多様で複合的である。

またひきこもりは特別な環境や条件によって引き起こされるのではなく、心理的な危機を経験した時に十分な支援が得られないと、誰もが経験するという理解が必要である。さらに、ひきこもり支援は精神保健や福祉的支援だけでは限界がある。ひきこもり当事者が学齢期の児童生徒から高齢者層まで幅広い年齢層に渡るため、多様なひきこもりの状態像に合わせた個別の支援を展開することも重要である。

論文では特にひきこもりへのネットワークによる地域支援の重要性が強調されている。地域でネットワークを構築し、協働して支援を行う必要がある。ネットワークの中には、教育委員会やフリースクールなどの教育関係機関、ハローワークや地域若者サポートステーションなどの就労支援機関、児童福祉・高齢者福祉、精神保健福祉に加えて、親の会や民生委員などの地域住民が含まれる。

また論文ではひきこもり支援は地域づくりであるという視点の重要性も主張されている。ひきこもり支援の対象は本人だけでなく家族への支援も必要となる。そこではひきこもりを抱える家族が直面している困難を理解し、地域社会の一員として当事者の能力を發揮できる地域を作っていくことが重要である。ひきこもりについて正しく理解し、誰もが居場所と出番をもてる地域を作ることが、誰にとっても生きやすい包摂型社会づくりとなることを論文は訴えている。

本年度の実践ノートは、古角美之委員に「人権教育・啓発を担う人材の養成」を執筆していただいた。

日本では1960年代半ばより人権に関する教育と啓発が政策的に推進されたが、それと同時に人権教育・啓発の担い手となる人材の養成も国・地方自治体・地域のレベルで始まった。

人権教育の手法や内容は、この十数年で大きく進展してきている。人権教育・啓発の対象

となる分野や問題もかつてないほど広がりを見せている。そのため、人権教育・啓発の担い手となる人材の更なる資質向上も必要となってきたことが論文では指摘されている。

従来、資料を用いたいわゆる座学式の研修会や被差別の当事者や研究者を招聘しての講義・講話形式が一般的であった。しかし、座学は一方向的で受動的な側面があり、学習者の内面までの変革や深まりに欠けるという指摘がされるようになった。そのため主体的・能動的な教育・学習方法として、いわゆる参加型・体験型の手法が実践されてきている。兵庫県では1990年代前半から「入門講座」や「出前講座」などの形で様々な参加型・体験型の手法が導入されてきている。

論文では人権教育・啓発の指導者としての知見から、いくつかの課題も指摘されている。たとえば行政改革の推進やICTの導入などによって、人権教育・啓発の担い手である公務員や教員が多忙化し、役割が分散化していることが危惧される。本来誰もが身につけなければならない人権意識や人権感覚が、効率化の名のもとに一部の職員の責任分担として矮小化していることが懸念されている。また、職種によって人権教育や啓発の取組には温度差があり、人権教育・啓発の担い手養成のために十分に組織化・日常化されていないことも指摘されている。